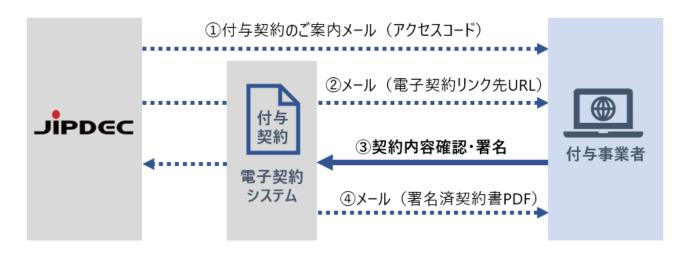
プライバシーマーク付与契約

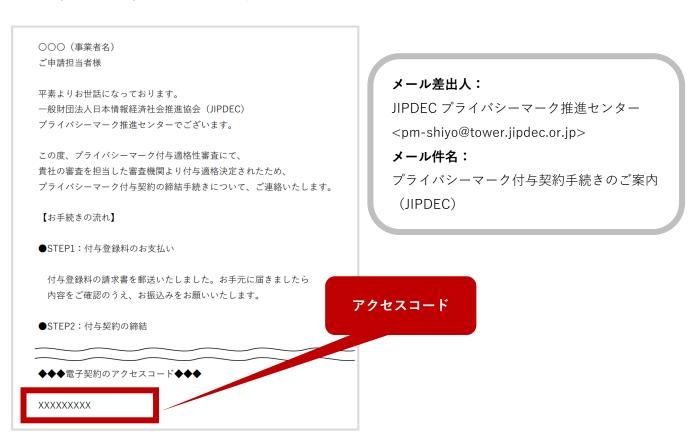
電子契約の操作マニュアル

電子契約の流れ



(1) 【JIPDEC より】付与契約のご案内メール(アクセスコード) 受信

JIPDEC から申請担当者様メールアドレス宛てに、電子契約システムへアクセスするためのアクセスコード(パスワード)をお送りします。



©2025 JIPDEC All Rights Reserved.

② 【WAN-Sign より】メール(電子契約リンク先 URL)

電子契約システム WAN-Sign(ワンサイン)から申請担当者様メールアドレス宛てに、電子契約のリンク 先 URL をお送りします。

メール差出人:

電子契約サービス WAN-Sign <wan-sign@wanbishi.ne.jp>

メール件名:

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 様より署名依頼が届いています【電子契 約サービス WAN-Sign】

> ①と②のメールは 同日に送信されます。

(3)

契約内容確認・署名

1. ②のメールに記載されている、電子署名 URL をクリックします。

〇〇〇(事業者名) さま

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 さまより文書への電子署名依頼が届いております。

下記の URL より文書に電子署名を行ってください。

電子署名 URL:

◆アクセスコードが設定されている場合は、事前に電子署名依頼元へご確認ください。

※このメールには電子署名用の安全なリンクが含まれています。 このメール、リンク、およびアクセスコードを他人と共有しないでください。

なお、90 日以内に署名されない場合には、無効となります。 署名依頼のあった文面や内容については依頼元へご確認ください。

本メールは送信専用になります。(受信不可)

電子契約サービス WAN-Sign 運営事務局

https://www.wanbishi.co.jp/inquiry/index.html#w02_03

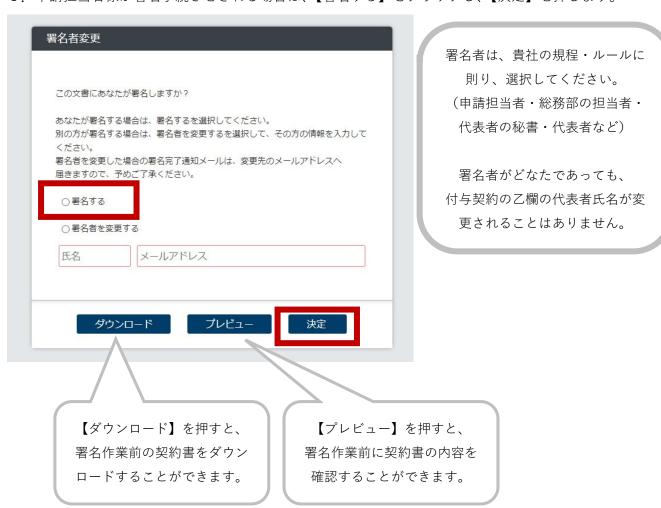
電子署名 URL

©2025 JIPDEC All Rights Reserved.

2. ①のメールに記載されているアクセスコードを入力し、【送信】をクリックします。



3. 申請担当者様が署名手続きをされる場合は、【署名する】をクリックし、【決定】を押します。



署名者を変更される場合

【署名者を変更する】をクリックし、署名手続きをされる方の氏名とメールアドレスを入力してから、 【決定】を押します。

※署名者を変更されますと、変更前に受信したメール記載の URL からはログインできなくなりますのでご注意ください。



申請担当者以外(申請担当者の上司・総務部の担当者・代表者の秘書・代表者など)が署名作業をする場合は、署名者を変更してください。

署名者は、複数回変更可能です。

署名者を変更すると、 署名完了通知メールは、申請担当者と 変更後の署名者のメールアドレス双方 に送られます。

【決定】を押すと、変更後の署名者メールアドレス宛に、電子契約 URL が記載されたメールが自動転送されます。アクセスコードが記載されたメールは自動転送されませんので、個別に共有ください。



契約書の記載事項(事業者名・本社住所・代表者名)に変更がありましたら、審査機関へ変更報告書をご提出いただくと共に、JIPDEC プライバシーマーク推進センターへもご一報をお願いします。

変更報告書の提出についてはこちらをご覧ください: https://privacymark.jp/p-application/change_info/

5. 付与契約の内容に問題がなければ、【印影選択】をクリックします。



6. 印影を選択して、【次へ】をクリックします。 印影は、赤字の「電子署名」(デフォルトの印影)を選択いただいて問題ありません。



別の印影 (例えば、貴社印) をお使いになる場合は、「署名画像のアップロード」または「今回のみの署 名画像を作成」をクリックして、お手続きを進めてください。

7. 付与契約に印影があることを確認し、【確定】をクリックします。 これで、電子署名のお手続きは完了です。



(4)

メール(署名済契約書 PDF) 受信

③の署名完了後、署名完了通知メールが送信されるので、文書ダウンロード URL をクリックします。 付与契約をダウンロードし、貴社のルールに従って保存してください。



文書ダウンロード URL

署名者を変更されている場合は、署名完了 通知メールが申請担当者と変更後の署名者 双方のメールアドレスに送られます。

「文書登録用 URL」は、既に WAN-Sign を利用されている事業者様向けなので、 クリックする必要はありません。

電子署名済の付与契約は、「プライバシーマーク付与契約」と「電子契約締結証明書」がセットになっています。





